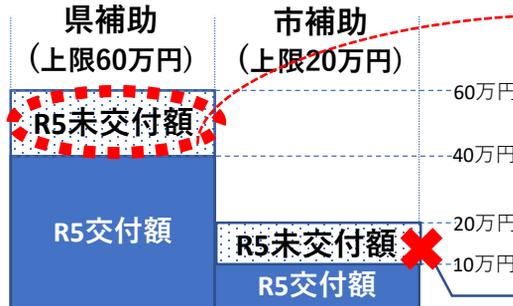


日立市結婚新生活支援事業

継続補助のご案内

令和5年度に日立市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けた方で、その補助額が補助上限額未満だった方が対象です。
※継続補助は、県補助部分（住居費・引越費）のみが対象です。

令和5年度に…
県補助：40万円
市補助：10万円
合計：50万円
補助を交付してもらいました。



※継続補助は、県補助部分のR5未交付額が上限となります。

左図の場合…
60万円(R5県補助上限)
- 40万円(R5県交付額)
= 20万円(継続補助上限額)

※市補助部分は対象外です

婚姻日時点の夫婦の年齢が共に29歳以下の方の例です。
39歳以下の方は県補助（上限金額30万円）となります。ご注意ください。

★県補助対象費用

令和6年4月1日以降に発生した次の費用

- ①住居費（取得・リフォーム）
※住宅取得・リフォームのために支払った費用
- ②住居費（賃借）
※住宅賃借のために支払った費用（賃料・共益費・敷金・礼金・仲介手数料）
- ③引越し費用
※新居に引越した際に、引越し業者等へ支払った費用

※市独自補助（家具・家電の購入費用等は継続補助の対象外です。）

★主な対象要件

- ①令和5年度補助金の交付
令和5年度補助金の交付を受けている世帯で、その補助額が補助上限額未満であること
- ②婚姻
令和5年度補助金の交付申請日以降も引き続き婚姻関係にあること
- ③住所
継続補助の交付申請日時点で夫婦共に日立市内の同じ住所に住居登録していること
- ④税金
市税などの滞納をしていないこと

★対象要件・必要書類確認ツール

右QRコードから要件や必要書類を確認できます。※必要書類は裏面にも記載しています。



★申請期限

令和7年2月28日（金） 必着

期限間際に申請が集中するため予約制をとる可能性があります。最新情報はホームページをご覧ください。

問合せ先 日立市保健福祉部子ども局子育て支援課
0294-22-3111（内線338）

★必要書類

※申請内容や世帯状況によって、必要書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

対象者	必要書類	備考
全員	日立市結婚新生活支援事業補助金交付申請書 (継続補助用) (様式第2号)	
	振込口座が確認できる書類	通帳等
	申請者の本人確認書類の写し	マイナンバーカード(表面)、運転免許証(両面)などの写し
住宅を取得・リフォームした方	売買契約書の写し又は工事請負契約書(又は請書)の写し	
	建物登記簿の全部事項証明書の写し (リフォームをした方は不要)	
	領収書の写し	内訳明細のあるもの
住宅を賃借した方	賃貸借契約書の写し	不動産会社の契約書の様式によっては追加書類が必要な場合があります
	領収書の写し又は家賃等支払証明書	内訳明細のあるもの
	住宅手当支給証明書(様式第4号)	夫婦それぞれの勤め先が証明したもの (交付申請日時点で退職している場合であっても、申請する家賃月に勤務していた場合は、証明が必要)
引越しをした方	領収書の写し又は引越費用証明書	内訳明細のあるもの(対象外費用である不用品及び家具家電の処分・設置費用、保証金などが分かるもの)
公簿で確認できない場合 (公簿の調査に同意されない方など)	納税証明書 (日立市で課税されている税目すべて)	日立市で課税されている方で、納税状況の調査に同意されない方
	国民健康保険料納付証明書 (日立市が発行するもの)	納付状況の調査に同意されない方
	住民票謄本 (世帯全員のもの)	住民登録情報の調査に同意されない方

※令和5年度補助金の交付申請時に提出している書類は省略することができます。(提出した時点と内容に変更が生じていない場合に限りです。なお、住宅手当支給証明書については、内容に変更が無い場合であっても再度御提出ください。)

(例) 令和5年度補助金の交付申請時と同じアパートに住んでいて、契約内容に変更が生じていない場合は、『賃貸借契約書の写し』は添付不要です。今回補助申請する経費に係る『領収書』と『住宅手当支給証明書』の提出が必要となります。

★手続きの流れ

①住居の契約や引越し、
対象経費の支払



②申請



③審査

⑤補助金の支払



④決定通知の送付

